

中野駅周辺駐車場整備地区（案）及び中野区駐車場整備計画（改定案）について

中野駅周辺駐車場整備地区（案）及び中野区駐車場整備計画（改定案）の内容がまとめたので報告する。

1 中野駅周辺駐車場整備地区（案）

中野駅周辺駐車場整備地区（原案）のとおりで、中野駅周辺駐車場整備地区（案）としていく。《別紙1》

2 中野区駐車場整備計画（改定案）

計画の内容について、文言の整理、図や表の表現の工夫、上位計画の表現との整合、計画内の基本方針と施策の整合などの点から修正を行い、中野区駐車場整備計画（改定案）をまとめた。《別紙2》

○ 主な修正点

【計画策定にあたって】

- ・計画策定の前提として、本計画は路外駐車場の計画であり、路上駐車場については基本方針、目標年次、施策の設定は行わないことについて記載

【1. 対象範囲】

- ・図-1 「中野駅周辺駐車場整備地区」の図中「～地区」の表現が混在し分かれ難かったため、「地区」と「エリア」に区別し整理

【2. 駐車施策に関する基本方針】

- ・表-1 「駐車実態調査結果」について、上の表が地区内の供給台数、下の表が地区内の需要台数を示していることが分かるように表題を変更
- ・(4) 駐車施策の基本方針の②「路上駐車への対応」について、駅利用目的の対策のみの記載であったため、他の対策として既存駐車場への誘導を追記

【3. 路外駐車場の整備の目標量及び目標年次】

- ・(3)「新たな駐車施策の導入」の文中に、地域ルールの説明について追記し、整備の目標量については、駐車場の適正化等の施策により対応することから設定しないことを明記

【4. 路外駐車場整備に関する施策】

- ・(4)「駐車場の有効活用及び路上駐車への対応」について、施策の重要性から記載の順序を変え①を「地区特性を踏まえた駐車場の有効活用」とし、また、「2 (4) 駐車施策についての基本方針」との整合を図ることから、附置義務駐車場及びその出入口の配置の工夫について追記

3 説明会の開催結果について

1) 開催概要

日 時：平成29年2月15日（水）19：00～20：00

会 場：中野区役所 9階 第11、12、13会議室

参 加 者：2名

説明内容：中野駅周辺駐車場整備地区（原案）について

中野区駐車場整備計画（改定素案）について

2) 主な意見・質問とそれに対する区の回答・見解

意見・質問の概要	回答・見解
整備地区内において、一般用の駐車場がどこにあるのかわからない。駐車場の場所をわかりやすく案内するような仕組みを考えるべきではないか。	今後、駐車場の情報提供等を進めることにより、駐車車両を駐車場に適切に誘導することを検討していく。

4 今後の予定

平成29年 5月 駐車場整備地区（案）の公告・縦覧、区民説明会の開催

7月 駐車場整備地区（案）都市計画審議会諮問

8月 駐車場整備地区の都市計画決定、駐車場整備計画の改定

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画駐車場整備地区 中野駅周辺駐車場整備地区

2 理由

中野駅周辺地区については、中野区都市計画マスタープラン（平成21年4月）において「公共交通重視、歩行者自転車利用環境向上」を図ることとしている。今後の中野駅周辺においては、中野区都市計画マスタープランに基づき、駅とまちが融合する魅力的な賑わい拠点としての機能立地が先導的に進み、商業・業務・文化その他広域性を有する諸機能が集積することが見込まれる。

今後、中野駅周辺地区については、民間による開発が進むことにより、駐車需要の増大が見込まれること、また、路上駐車や貨物車による路上荷さばきなどの課題を抱えていることから、公民の適切な役割分担の下、これらの課題に適切に対応することが求められている。

現計画は、平成22年における中野駅周辺の開発想定に基づき、都市計画決定（平成23年4月4日／中野区告示第59号）したものである。

中野区では、中野駅周辺のさらなる発展を目指し、中野駅周辺まちづくりグランドデザインVer.3（平成24年6月）を策定した。この計画に基づき、将来の円滑な道路交通を確保するとともに、総合的かつ計画的な駐車施設の整備を図り、地域の振興や商業業務機能の向上を図るため、駐車場整備地区の区域の見直しを行い、約33.0ヘクタールに変更するものである。

東京都市計画駐車場整備地区の変更（中野区決定）

都市計画中野駅周辺駐車場整備地区を次のように変更する。

面積	備 考
約 33.0 ha	区域内町名 中野区中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、中央四丁目、中央五丁目、新井一丁目及び新井二丁目の一部

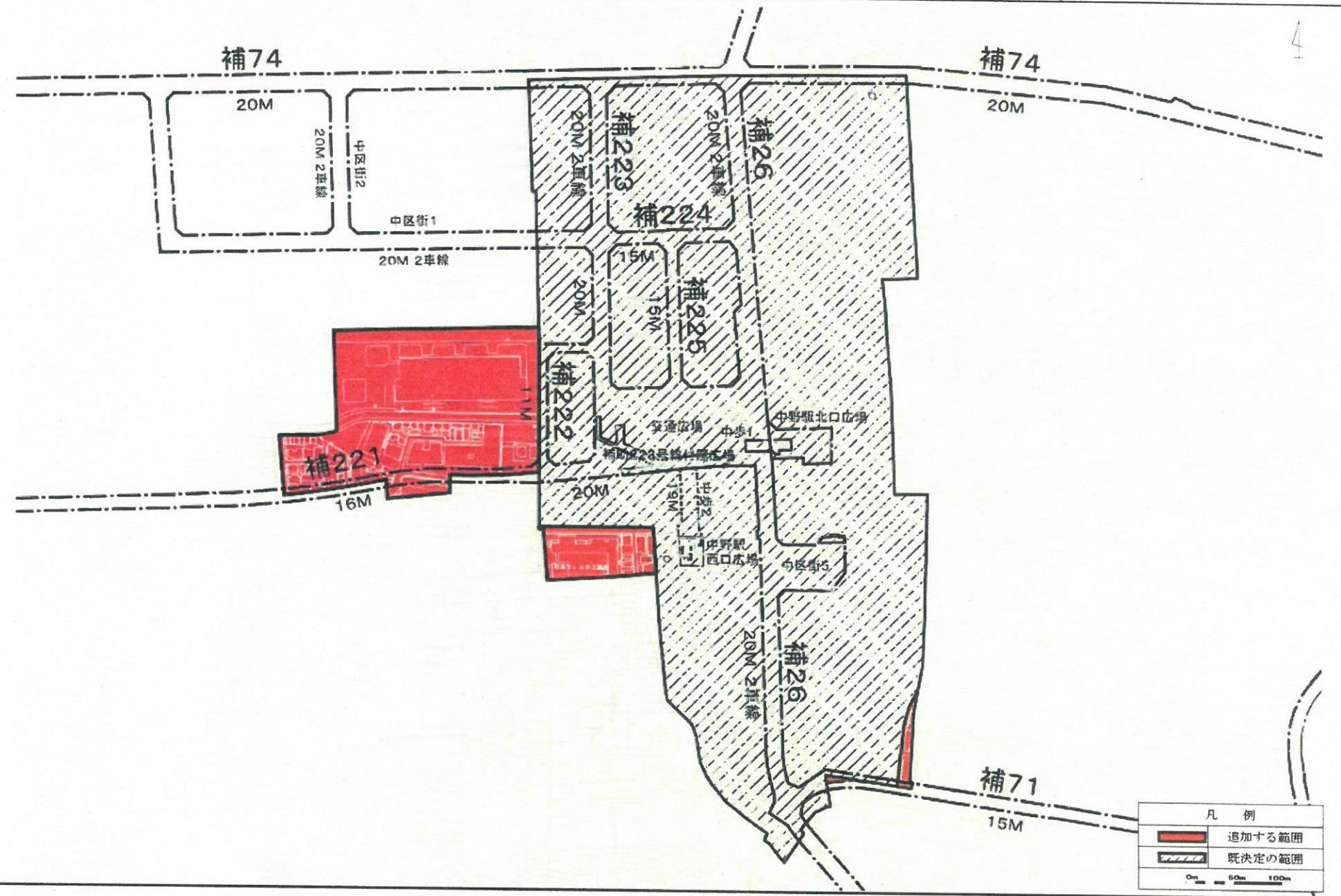
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

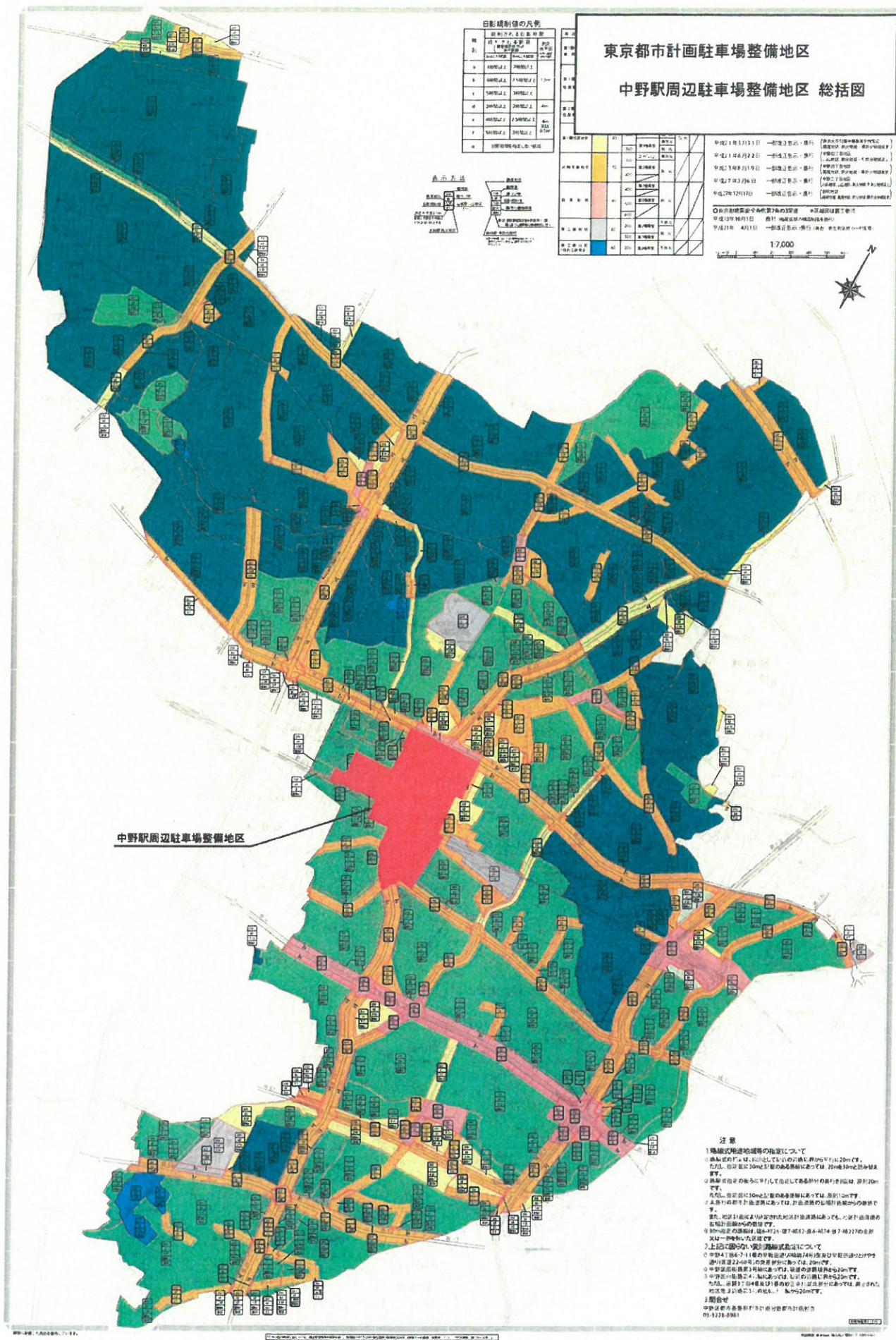
理由：

中野駅周辺地区における土地利用転換に伴い増加する駐車需要への対応と円滑な道路交通を確保するため、駐車場整備地区を変更する。

変更概要

区域内	変 更 事 項
中野駅 周辺駐車場整備地区	1 区域及び面積の変更 面積 約 28.0 ha → 約 33.0 ha





中野区駐車場整備計画（改定案）

平成 29 年3月

中野区

－ 目 次 －

計画策定にあたって	1
1. 対象範囲	2
2. 駐車施策に関する基本方針	2
3. 路外駐車場の整備の目標量及び目標年次	6
4. 路外駐車場整備に関する施策	8
5. 主要な路外駐車場の整備計画	10
6. 地域ルールによる駐車施設の整備	11

一 計画策定にあたって

駐車場整備計画は、駐車場法第4条の規定に基づき、駐車場整備地区における駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における駐車場の整備について定めるものである。

この駐車場整備地区は、自動車交通が著しく輻輳し、道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について、都市計画に定めることができることとされている。(駐車場法第3条)

中野区においては、中野駅周辺が行政、経済及び交通の中心であり、今後、駅とまちが融合する魅力的な賑わい拠点としての機能立地が先導的に進み、商業・業務・文化その他広域性を有する諸機能が集積することから、平成23年4月に、中野駅周辺を駐車場整備地区として都市計画法に基づき定めている。

その後、中野四季の都市等の開発が進み、駐車場を取り巻く環境が変化したこと、また、区役所・サンプラザ地区の一体整備等により都市機能の更なる集積が見込まれることから、平成29年7月に駐車場整備地区の変更（予定）を行うこととしている。

このことを踏まえ、中野区は、より良い駐車場整備をめざして、本計画の改定を行うものである。

なお、本計画は、路外駐車場に関する計画としてまとめたものであり、路上駐車場については整備が予定されていないため基本方針、目標年次、施策の設定は行わないこととし、各開発により発生する交通量及びその交通処理計画等は、それぞれの開発計画の中で処理することを原則とする。

また、今後の中野駅周辺まちづくりの進展を踏まえ、本計画は必要に応じて弾力的かつ柔軟に改定を行う。

(4) 駐車施策に関する基本方針

駐車施策に関する基本方針は、中野駅周辺まちづくりグランドデザインV e r . 3における、駅直近の歩行者の回遊性の向上や中野駅周辺中心部への自動車流入の抑制等の方針、および駅周辺の駐車実態や地区ごとの特徴を踏まえ策定し、今後予定されている大規模開発等の進捗に合わせて、歩行者・自転車の安全確保や道路交通の円滑化を図る。

① 駐車場および出入口の適正配置

駐車場利用者の利便性を確保しつつ歩行者の回遊性が高まるよう、駐車場および出入口の配置について工夫を図る。

② 路上駐車への対応

路上駐車の解消に向け、路上駐車車両を既存駐車場に誘導するとともに、駅利用を目的とするものは駅前広場や都市計画駐車場に誘導する等、目的に応じた対策を図る。

③ 荷さばき車両への対応

中野通りを中心とした路上荷さばきへの対応として、地域荷さばきスペースの確保など、円滑で効率的な荷さばき駐車対策を図る。

④ 大規模開発に伴う駐車場の有効活用

既存駐車場を含めた大規模開発に伴う駐車場について、地区特性を踏まえた適正な供給量を確保するとともに、地域の駐車場課題の解決に資する整備内容となるよう工夫を図る。

⑤ 自動二輪車の駐車問題の対応

自動二輪車の駐車スペースの確保についての対応を図る。

5. 主要な路外駐車場の整備計画

(1) 公共駐車場整備目標量の考え方

公共駐車場については、公共が政策的に確保すべき機能として、附置義務で確保することが困難な需要（約60台）と移動制約者対応の台数（約10台）の合計約70台（表-5）を受け持つこととする。

表-5 公共駐車場整備目標量

地 区	公共駐車場整備目標量
中野駅周辺地区	約70台

(2) 主要な駐車場の配置

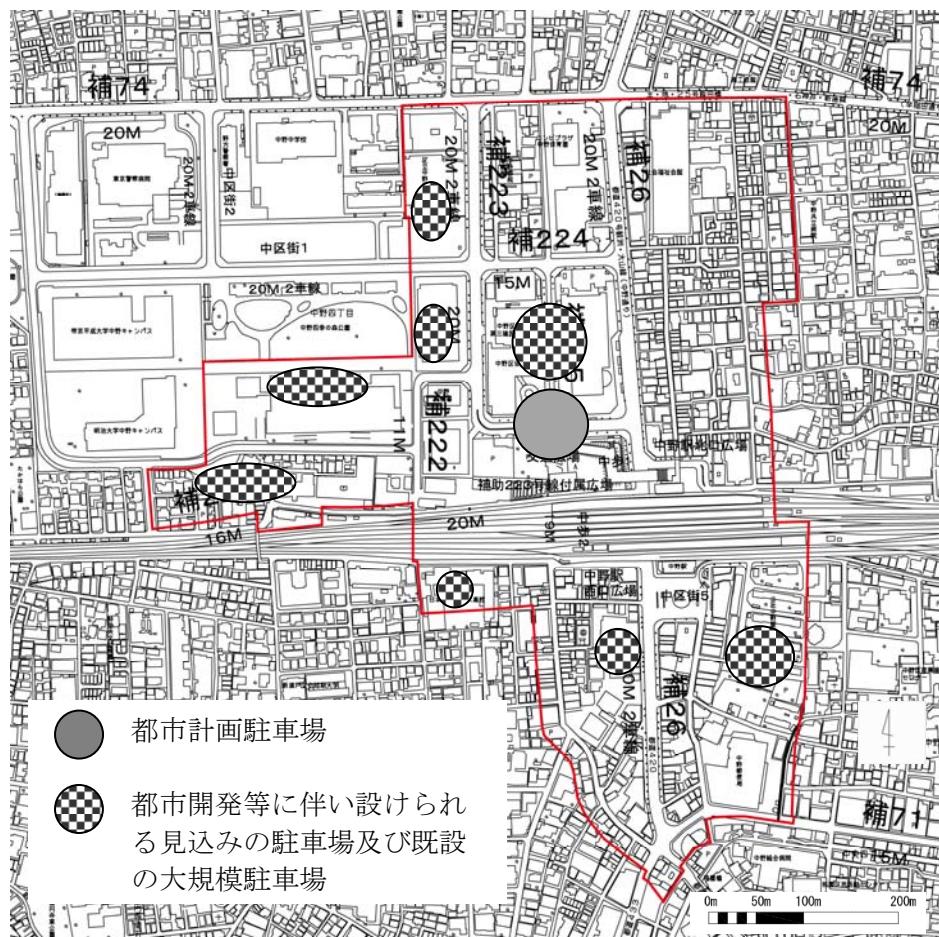


図-3 主要な駐車施設整備位置

注記) 公共交通利用の増進とともに、公共駐車場の整備に加えて、地域ルール等による他の自動車駐車場との連携により、当該地区の需給バランスの適正化を図る。

6. 地域ルールによる駐車施設の整備

中野駅周辺では「中野四季の都市」の整備が完了し、今後は区役所・サンプラザ地区等の大規模開発が予定されている。当地区内において駐車施設の適切な確保と運用が図られるよう、既に整備された駐車場の利用実態等を踏まえ、地域ルールの導入を検討していく。

1) 地域ルールの適用地区

駐車場整備地区と同一の範囲とする。

2) 適用地区における路外駐車場の整備に関する基本方針

駐車場利用者の利便性を確保しつつ歩行者の回遊性が高まるよう、駐車場および出入口の配置について工夫を図る。

3) 適用地区における路外駐車場の整備の目標量及び目標年次

目標年次は、駅周辺における大規模開発がおおむね完了すると考えられる平成43年（2031年）とする。また、既存の駐車施設を有効に活用して駐車需要に対応するという観点から、目標量の設定は行わない。

4) 目標を達成するために必要な路外駐車場の整備に関する施策

「4. 路外駐車場整備に関する施策」に記載された内容を施策の基本的な考え方とし、その具体化については、地域ルールの策定の中で検討を行う。

「地域ルール」とは

東京都駐車場条例に基づく地区の特性に応じた駐車施設の附置に関する基準のこと。基準に基づき、必要な駐車施設の確保が図られていると知事が認める場合に、駐車施設の台数の軽減、駐車施設の集約設置等が可能となる制度。